

行動計画

働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるよう、次の行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和1年10月1日～令和6年9月30日までの5年間
- 2 内 容

目標1： 令和6年9月までに年次有給休暇の取得日数を、1人当たり平均10日以上とする。

<対策>

- ・令和1年10月～ 年次有給休暇の取得状況について実態把握
- ・令和1年11月～ 有給休暇の管理等について整備
- ・令和2年4月～ 年次有給休暇の取得に付いて広報開始
- ・令和2年4月～ 年次有給休暇の取得に日数を1人平均8日以上とし段階的に増加する。

- 1 計画期間 令和1年10月1日～令和6年9月30日までの5年間
- 2 内 容

目標2： 産前産後休業、育児休業する従業員に対し、社会保険料免除制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・令和1年10月～ 法に基づく諸制度の調査
- ・令和2年4月～ 制度に関する情報をメール等により広報開始